

宮前区まちづくり協議会
活動支援金 Q & A

【2025年2月追補】

◆ Q & A

Q. 1 「個別の活動内容ごとに支援するものではありません」と有りますがどのようなことですか。

A	本支援は個別活動（事業）に対する支援ではなく、団体を支援するものです。資金支援を受けることによってその活動がより拡がり、活性化することを期待するものです。駅前花壇の整備、〇〇特養への慰問、〇〇イベントの様な個別事業ごとに支援するものではなく、活動団体そのものを支援します。また定められた支援期間内に自立していただくことを期待しています。
---	--

Q. 2 複数の団体の代表者をしてしています。同一の代表者で複数の申請をしてもよいのでしょうか。

A	限られた予算で事業運営する中で、同一の代表者が複数の申請を行うことにより、多様で幅広い市民活動を支援しようとする本事業の主旨から離れてしまう可能性があり、他団体への支援金額にも影響が及ぶことから、令和7年度からは同一代表者による申請は1団体までに変更しました。
---	--

Q. 3 パンフレットの「支援活動の対象」から、営利目的の活動は支援の対象外とのことですが、活動を通じて金銭を得てはいけいのでしょうか。

A	団体の自立のためには収益活動等により、活動資金を確保する必要があります。支援の対象外としている営利目的の活動とは収益活動で得た利益を個人に分配することを指しています。利益を団体の活動資金に充てることは問題ありません。
---	--

Q. 4 A. B. C. の3コースに分かれています、それぞれの目的は。

A	各々のコースの目的は以下となります。 ■ Aコース 新しく市民活動のための団体を発足させていただくための支援です。また発足したばかりの団体に対して、“継続する、拡大する等”していただくための支援です。このため、申請手続きを簡素化して、利用しやすい環境を提供しています。 ■ Bコース 定められた期間内に自立した活動・団体運営ができるようになるための支援です。自立とは、経済的自立、組織・運営面での自立をさしています。したがって、自主的 事業収入、会費、寄付金などに加え、他の支援制度の活用などにより“まちづくり協議会”からの支援を受けずに活動や団体運営ができる状況になることを指します。これには本来の活動の他に何か（収入源）をやらなければならないことも考えられます。このための期間でもあります。 ■ Cコース このコースは例外処置で、A. Bコースで支援を受けた団体の全てがこのコースの支援を受けられるものではありません。 Bコースの3年間で自立を目指すわけですが、支援を打ち切れ活動の継続が不可となった場合、この団体の恩恵にあずかっていた者にとって、影響が大きい場合に限り、この影響の緩和期間として設けたものです。
---	--

Q. 5 初回の申請がBコースからでも支援を受けられますか

A	受けられます。ただし初回は、上限5万円の支援となります。 これは、通算3回には含まれません。
---	---

Q. 6 Bコースの初回申請はなぜ5万円なのですか。

A	1年以上の活動実績がある団体に、支援するに当たって、まちづくり協議会が申請団体を知り、また、その団体にもまちづくり協議会のことを知っていただく、お互いに知り合う期間として決めました。また、活動の継続性、拡大性、自立性が目的の支援なので、過去支援無しで活動が出来たのになぜ今年度から支援が必要になったかを確認したり、イベント等のためだけの申請を防止するためです。
---	--

Q. 7 「支援金申請額の20%（Bコース）、40%（Cコース）以上の自己資金があること」とありますがどのような意味ですか。

A	本支援活動はまちづくりに関連した市民活動団体に対して、活動・運営資金の一部を支援しているもので3～5年の間に自立していただくことが目的です。 申請金申請額の20%（Bコース）、40%（Cコース）とは、申請額が10万円の場合は、自己資金が2万円（Bコース）、4万円（Cコース）以上必要と言う事です。 またAコースの生み出す支援については、問わないこととしています。
---	---

Q. 8 自己資金の中に他の支援団体からの助成金等が含まれても良いのですか。

A	民間助成金等が含まれてもかまいません。自己資金とは、会費、一般寄付金、事業収入、民間助成金等が含まれます。
---	---

Q. 9 団体規約とは。

A	団体内で協議して決めた規則になります。団体として基盤を固める必要性から、申請団体は必須としています（Aコースの生み出す支援については、必須ではありません）。ひな形の様式については宮前区まちづくり協議会HPにアップしていますので、活用ください。
---	---

Q. 10 申請書の実施スケジュール欄の書き方は。

A	毎月、隔月など継続して行う活動は、その活動予定をご記入ください。 また、大きなイベント開催などは、準備段階、終了後の整理などの活動を含めてご記入ください。
---	--

Q. 11 申請書のこれまでの団体の活動実績欄の書き方は。

A	詳細なものは、過去2～3年でかまいませんが、歴史のある活動は、わかるように記入してください。
---	--

Q. 12 申請書の計画内容に無理があると判断された場合はどうなりますか。

A	活動体制、人員、予算などから見て、あまりにも申請金額が過大と考えられる場合は、支援額を減額したり、支援が受けられなかったりします。
---	---

Q. 13 申請団体が多い場合はどうなりますか。

A	審査後の支援金総額が予算を超過した場合、支援額が減額となる場合があります。
---	---------------------------------------

Q. 14 合計金額の書き方は。

A	収入、支出の合計金額は一致させてください。収入、支出とも活動団体の全ての運営・活動に関わる金額を記入してください。
---	---

Q. 15 活動結果報告書を提出する際に領収書（正本）を添付しますが、他の監査の時に領収書が必要になるので、コピーなどを代わりに提出することは可能ですか。

A	領収書は、コピーでなく正本で提出してください。ただし他の監査などで正本が必要となる場合は、事情をお話いただければ、一時的にお返しするなどの対応を致します。また、領収書については、「本支援活動からの支援額」のみを対象としています。その他で支出した領収書に関しては提出する必要がありません。
---	---

Q. 15 「地域の力、思いの力、つながる力、続ける力」とは。

A	各評価の視点を総称して、「〇〇力」としています。これは、審査基準を明確にするほか、申請団体にもどのような活動か、どのような効果があるかを考えていただくためのものです。
---	---

Q. 16 「汎用性の高い物品、または高価な物品（おおよそ2万円以上のもの）は、対象にならない」とは。

A	資産となるような物品等については、団体活動以外でも使用が可能であり、また個人所有物ともなりうるため、原則支援対象からは除外させていただいております。
---	--

Q. 17 「他団体が主催する講座等への参加費や負担金は認められません」とは。

A	この支援は団体運営への支援を主にしていますので、知識向上や啓発行為にかかる参加費・負担金は原則認められません。
---	---

Q. 18 「会議や懇親のための飲食に係る経費は認められません」とありますが、イベント時の食材費なども対象外ですか。

A	身内のスタッフなどの弁当、飲料費などを対象外としたもので、明らかにイベント時に参加者へ提供する食事等の食材費と判るものはOKです。ただし、イベントの食材費の総額は、おおむね1万円未満を目安とします。
---	---

Q. 19 活動結果が当初の申請内容（計画）と大きく異なった場合はどうなりますか。

A	申請したまちづくり活動がまったく出来なかった場合、資金使途が不明確だったり不適切と判断される場合には、支援金を返却してもらう場合があります。
---	--

Q. 20 本事業の対象となる公益的な活動とは。

A	「公益」とは、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを意味しており、公益的な活動とは参加の機会が確保されるなど、広く市民に開かれた活動をいいます。そのため、限られた特定の個人・団体の利益を図る活動を行う団体は本事業の対象にはなりません。
---	---

Q. 2 1 対象が初回申請時に活動開始5年未満の団体となった理由は。

A	本事業は、区内の住みよいまちづくりに向けて、新たな活動を生み出し、その活動がより広がり、活性化し、自立していただくことを目的としています。限られた予算をより効果的にまちづくりの活性化に活かしていくために、活動開始から期間の浅い団体を対象とすることとしました。 なお、令和6年度までに既に本事業に申請歴のある団体においては、活動開始期間の要件は課さないこととします。
---	---

Q. 2 2 Cコースが2年間から1年間となった理由は？

A	本事業は、Aコース2年、Bコース3年で最大5年間の申請期間があるため、この期間内に支援金を活かし自立を目指していただく制度で、Cコースは自立に向けた例外的な対応として設定しているものです。 限られた予算を新たな団体の支援に効果的に活用していくために、Cコースの期間の短縮を図ることとしました。 なお、令和7年度に限り、経過期間として既存の申請団体は、Cコースの支援を2年まで受けることができます。
---	--

付録

「コミュニティ・ビジネス」あるいはそれに近い活動には支援しません。

コミュニティ・ビジネスは、独自事業によって収入を確保することによって活動の自立性を確保し、一定の地域を対象に活動を行い、事業内容・目的として利益の確保だけでなく地域社会の課題解決を掲げ、地域住民など市民セクターが資本・運営上の指導権を確保し、収益の一部を地域に還元したり事業展開が地域の雇用拡大につながるなど、実際に地域の課題解決に貢献していることが明確であると定義されています。（「地域を支え活性化するコミュニティ・ビジネスの課題と新たな方向性」（公財）神戸都市問題研究所より）
まちづくり協議会の支援活動は、区内の非営利な社会貢献活動を応援するものですが、限られた資金で運用されています。したがって、より資金力の乏しいところへできるだけ多く支援するため、非営利的な社会貢献活動であっても企業性のつよいものは遠慮していただいています。

- * 改 定 平成20年3月
- * 改 定 平成22年3月
- * 改 定 平成23年3月
- * 改 定 平成25年4月
- * 改 定 平成28年3月
- * 改 定 令和5年2月
- * 改 定 令和7年2月